

1. 件名：「新規基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(美浜発電所第3号機、高浜発電所第1, 2, 3, 4号機及び大飯発電所第3, 4号機 設計及び工事計画 (A型及びB型燃料体))【6】」

2. 日時：令和4年4月27日(水) 16時00分～17時50分

3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室 (一部TV会議システムを利用)

4. 出席者 (※・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

関企画調査官、鈴木主任安全審査官、西内安全審査官、
岩野審査チーム員

関西電力株式会社：

原子力事業本部 品質保証グループ チーフマネジャー※ 他8名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・資料-1 添付資料「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」の見直しについて
- ・資料-2 スケジュール (実績含む)

以下のホームページ掲載済みの資料についても使用

- ・美浜発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書 (15行15列A型燃料集合体 (ウラン燃料)) (2021年11月26日申請)
- ・美浜発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書 (15行15列B型燃料集合体 (ウラン燃料)) (2021年11月26日申請)
- ・高浜発電所第1号機 設計及び工事計画認可申請書 (15行15列A型燃料集合体 (ウラン燃料)) (2021年11月26日申請)
- ・高浜発電所第1号機 設計及び工事計画認可申請書 (15行15列B型燃料集合体 (ウラン燃料)) (2021年11月26日申請)
- ・高浜発電所第2号機 設計及び工事計画認可申請書 (15行15列A型燃料集合体 (ウラン燃料)) (2021年11月26日申請)
- ・高浜発電所第2号機 設計及び工事計画認可申請書 (15行15列B型燃料集合体 (ウラン燃料)) (2021年11月26日申請)

- ・高浜発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書(17行17列A型燃料集合体(ウラン燃料))(2021年11月26日申請)
- ・高浜発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書(17行17列B型燃料集合体(ウラン燃料))(2021年11月26日申請)
- ・高浜発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書(17行17列A型燃料集合体(ウラン燃料))(2021年11月26日申請)
- ・高浜発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書(17行17列B型燃料集合体(ウラン燃料))(2021年11月26日申請)
- ・大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書(17行17列A型燃料集合体(ウラン燃料))(2021年11月26日申請)
- ・大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書(17行17列B型燃料集合体(ウラン燃料))(2021年11月26日申請)
- ・大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書(17行17列A型燃料集合体(ウラン燃料))(2021年11月26日申請)
- ・大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書(17行17列B型燃料集合体(ウラン燃料))(2021年11月26日申請)
- ・美浜発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正について(15行15列A型燃料集合体(ウラン燃料))(2022年4月22日申請)
- ・美浜発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正について(15行15列B型燃料集合体(ウラン燃料))(2022年4月22日申請)
- ・高浜発電所第1号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正について(15行15列A型燃料集合体(ウラン燃料))(2022年4月22日申請)
- ・高浜発電所第1号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正について(15行15列B型燃料集合体(ウラン燃料))(2022年4月22日申請)
- ・高浜発電所第2号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正について(15行15列A型燃料集合体(ウラン燃料))(2022年4月22日申請)
- ・高浜発電所第2号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正について(15行15列B型燃料集合体(ウラン燃料))(2022年4月22日申請)
- ・高浜発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正について(17行17列A型燃料集合体(ウラン燃料))(2022年4月22日申請)
- ・高浜発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正について(17行17列B型燃料集合体(ウラン燃料))(2022年4月22日申請)
- ・高浜発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正について(17行17列A型燃料集合体(ウラン燃料))(2022年4月22日申請)
- ・高浜発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正について(17行17列B型燃料集合体(ウラン燃料))(2022年4月22日申請)
- ・大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正について(17行17列A型燃料集合体(ウラン燃料))(2022年4月22日申請)

- ・大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正について（17行17列B型燃料集合体（ウラン燃料））（2022年4月22日申請）
- ・大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正について（17行17列A型燃料集合体（ウラン燃料））（2022年4月22日申請）
- ・大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正について（17行17列B型燃料集合体（ウラン燃料））（2022年4月22日申請）
- ・美浜発電所第3号機、高浜発電所第1, 2号機 燃料体に係る設計及び工事計画認可申請（15行15列A型燃料集合体（ウラン燃料）） 補足説明資料（2022年4月22日提出）
- ・美浜発電所第3号機、高浜発電所第1, 2号機 燃料体に係る設計及び工事計画認可申請（15行15列B型燃料集合体（ウラン燃料）） 補足説明資料（2022年4月22日提出）
- ・高浜発電所第3, 4号機 燃料体に係る設計及び工事計画認可申請（17行17列A型燃料集合体（ウラン燃料）） 補足説明資料（2022年4月22日提出）
- ・高浜発電所第3, 4号機 燃料体に係る設計及び工事計画認可申請（17行17列B型燃料集合体（ウラン燃料）） 補足説明資料（2022年4月22日提出）
- ・大飯発電所第3, 4号機 燃料体に係る設計及び工事計画認可申請（17行17列A型燃料集合体（ウラン燃料）） 補足説明資料（2022年4月22日提出）
- ・大飯発電所第3, 4号機 燃料体に係る設計及び工事計画認可申請（17行17列B型燃料集合体（ウラン燃料）） 補足説明資料（2022年4月22日提出）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	原子力規制庁の岩野です。それでは、
0:00:05	美浜 3 号機、高浜 1 から 4 号機、大飯 34 号機の燃料体に係る設計及び工事計画の認可申請についてのヒアリングを始めたいと思います。
0:00:17	それでは、まず、関西電力の方から、提出した資料に基づいて説明をお願いします。
0:00:28	はい。関西電力原子力事業本部品質保証グループの田口と申します。どうぞよろしくお願いいたします。ヒアリング資料①のに基づきまして、この度、ヒンショウ説明書を、従来から変更してございますのでその点についてご説明差し上げたいと思っております。
0:00:49	ヒアリング資料①のボルトの部分ですけども、このヒンショウ説明書につきましましては、原子力施設における許認可申請等に係る解析業務の品質向上ガイドライン、
0:01:05	JANSIですね、JANSIがこれを改正したということに伴いまして、設工認の会解析業務に関する事項の記載を見直すと。
0:01:18	ということが、概要になります。
0:01:22	具体的な見直しの内容は、記載を明確化したということですが、従来の解析業務に影響を与えるものではないと考えてございます。具体的などころ主立ったところを、この表にまとめてございますので、
0:01:39	ご説明します。
0:01:42	見直し前が見左に書いてございまして見直し号が右ですけども、下線部を引いているところろが変わったということになります。
0:01:57	見直し 5 のところで、解析の目的、これ、追加したような形になってございます。それから、
0:02:06	実施体制はこれもともとあったものですけど、解析業務っていうワードを消したというだけでございます。
0:02:16	それから、解析及び審査、検証の実施者、
0:02:21	を追加していると。それから、解析業務の作業手順、
0:02:29	括弧書きを消したということ。それから、解析作業プロセスの実施時期を、
0:02:39	もともと括弧書きに書いてたのを別項に落としたということになります。
0:02:44	あと、ちょっとわかりにくいですけど下から 4 行目のところ解析結果の検証、ここに検証だけでは何のことかよくわからないので検証方法というのを明確に書いたと。
0:02:57	ということになります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:59	変更の概要は以上でございます、少し補足させていただきます。括弧書きを削除した考え方なんですけれども、
0:03:10	まず、括弧書き、解析業務の作業手順の括弧書きのうち、デザインレビューにつきましては、これは内容的に計算機プログラムの検証と同じ意味合いでもしております、
0:03:26	これは
0:03:29	資料上④と振ってますけど、市使用する計算機プログラムとその検証結果、
0:03:36	これと重複するということで、これデザインレビューを受けさしてもらっています。
0:03:43	それから、二つ目審査方法につきましては、
0:03:50	①と振ってますけど、新たに解析及び審査検証の実施者ということを明確にしましたもので、
0:04:01	当該のこの解析業務の作業手順、②と振ってますけどこの中に審査が含まれることが言え、読めるだろうと思っております、削除しております。
0:04:14	それから、時期についてですけれども、先ほどちょっと変更概要のところでも申し上げた通りなんですけれども、③として、甲斐各作業プロセスの実施時期を別項に落としたと、いうことでこちらの方は削除したと。
0:04:32	ということにでございます。
0:04:35	私からの説明は以上でございます。
0:04:44	はい。規制庁の岩野です。関西電力からはこれで説明は以上と思っておりますよろしいでしょうか。
0:04:50	資料もう一つございましてそちらのスケジュールになりますけどもご説明受けてもらえばよろしく申し上げます。規制庁の今田です。スケジュールについては後で確認をしたいので、いたします。とりあえず品管規則のこのところから確認をしたいと思えます。
0:05:07	それでは以上ということでよろしいですかね。
0:05:11	はい。それで結構です。はい。規制庁の岩野ですありがとうございます。それではちょっと確認、幾つか確認をさせていただきたいんですけども、まず、今回、
0:05:20	削除されている括弧書きにあるデザインで、レビューと審査方法と時期等っていうのがあって、時期等については明確に見直し後の方にも、実施時期っていうのが入っているので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:33	そこで読めると思っています。デザインレビューと審査方法っていうのが、どこ、具体的に何を指していてどこで読めるのかっていうところが、ちょっとまだよく理解ができていなくてそこについて確認をしたいと思っています。
0:05:48	このデザインレビュー、まずデザインレビューの方からなんですけどこのデザインレベルっていうのは、
0:05:53	品質管理基準規則あると思うんですけど、この品質管理基準規則の大体 30、30 条から設計開発レビューというのがあって 31 条で、
0:06:06	設計開発の検証っていうのがあって、32 条で妥当性確認っていうのがあると思うんですけど、これらのどこに対応する、どの業務だっていうところを、
0:06:16	どれに対応する業務かっていうところを、品管規則に照らして、説明していただけますと幸いです。
0:06:30	はい。まずデザインレビューが品管規則上どこに該当するか、なんですけど、
0:06:38	品管規則が、すみません、ちょっと今手元にはないんですけど検証の行為に該当すると思っています。
0:06:48	すみません関連タグチです。以上でございます。
0:06:54	はい。
0:06:54	規制庁の岩根です。少々お待ちください。
0:07:47	すみません規制庁の西内ですけど。
0:07:51	ちょっと今の部分は若干疑問が
0:07:56	本当に検証に入ります。
0:07:59	設計開発、
0:08:03	ただ、その段階のプロ、その段階の中のプロセスCT、設計開発、レビュー。
0:08:09	の方だったらなんかまだわかるんですけど、検証に入るって理解ですか。
0:08:15	具体的に今私の認識だと、美浜の添付資料でいうと、
0:08:22	同じ項目の、
0:08:25	四丁目くださいねすみません添付 9 の、
0:08:30	1-20 ページに、
0:08:33	(3)で設計のアウトプットに対する検証ってあるじゃないですか。
0:08:38	ここがいわゆるこれ、添付資料ですけど、品管規則から直接つなげるのであればここが 31 条に該当する部分であって、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:50	19 ページまでで言ってる(1)(2)の部分って、その検証の前段階のものを説明してるって理解だったんですけどそれはちょっと違う認識でしたかねすみません。
0:09:04	関西電力田口です。
0:09:07	今ご指摘いただいたことを、の通りでございましておっしゃる通り 20 ページに書いてます設計のアウトプットに対する検証は、これは
0:09:19	設計全体のアウトプットの検証ですので、これがいわゆる検証に当たります、
0:09:30	今解析プログラムの方で言っている検証っていうのは、ご指摘の通りその解析作業段階、設計段階の
0:09:39	どう、
0:09:41	検証行為と言うってしまうのでちょっとややこしいですけども設計開発段階のものということになります。申し訳ございません。
0:09:52	ニシウチですそうですね。で、
0:09:56	その上で、改めてちょっとさっき岩野が質問したデザインレビューっていうのが、
0:10:02	品管規則の、でいうとどこに該当するかなんですけど、
0:10:06	そもそもまず設計開発計画っていうものがあって、それを管理しなきゃいけないっていう要求がまず 27 条にあって、
0:10:13	28 条 29 条と情報の話がありますけど、そのあとに 30 条で設計開発レビューっていう要求があって、31 条で検証の話があると。
0:10:24	今検証の検証じゃないですねって話ありましたと思うんですけど、
0:10:29	そういう意味でいうと、あとは、設計開発レビューの内数の話をしたいのか、もしくは、レビューじゃないんだけどそれ以外の管理項目としていわゆるまでプロセスの中の話をしたいのかって言うと、
0:10:42	それはどっちの認識でしたっけ。
0:10:53	関西電力の田口です。すみません。ちょっとその整理、確認させていただきたいと思いますので少々お時間ください。
0:11:03	はい。準備ができたらご発言いただければと。
0:11:09	1 は、私の理解だけ、ちょっと認識だけ先にお伝えすると、今ここでデザインレビューとあと審査方法っていう形でこの間のヒアリング資料の見直し後の①のところで、
0:11:22	解析審査で検証の実施者ってあるじゃないですか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:26	この検証がどっちかっていうのはちょっとあるかもしれないですけど、少なくともこの紙ここで書かれている審査っていうワードが、いわゆる設計開発レビュー。
0:11:36	を指していて、
0:11:38	解析っていうのはまさにルールの話だと思ってたんですよね。で、このデザインレビューってそもそも見直し前でもこの審査とは別に書かれているので、そもそもいわゆる設計開発レビューっていうものでなくて、
0:11:52	その前段階の何かものなのかちょっとどういう位置付けなのかっていうところがちょっとあまり理解しきれなかったっていうのが、今の僕の認識なんですけど、そこら辺も含めてちょっと、5月ご説明いただければなと思います。
0:12:11	承知しました少々お待ちください。
0:14:41	お待たせしました関西電力田口です。今ここで書いてますデザインレビュー、それから審査っていうこと、いずれもですね品管規則でいう第30条の、
0:14:55	さ、設計開発レビュー。
0:14:58	ここに該当する行為というふうに考えてございます。
0:15:04	以上です。
0:15:17	規制庁西内ですけど。
0:15:21	ちょっとすみませんさっき私が若干、
0:15:26	うまく言い切れなかったというか、ちょっと誤解を与えるような発言をしてしまったかもしれないですけど、まず、今田口さんおっしゃった認識は、
0:15:36	若干、若干というか今、私の少なくとも認識が違っていですね。
0:15:42	どうやってみてもいいのかな今美浜の添付書類見てるんですけど、
0:15:49	美浜の添付書類の9-1の12ページ。
0:15:55	の、
0:15:56	この3.3.3っていうところがあると思うんですけど。
0:16:01	ここで言ってるの。
0:16:04	タイトル読んだだけでですけど、施工における設計っていうそのDoプロセスの話と、設計のアウトプットに対する検証っていう話をしていて、
0:16:15	で、
0:16:16	衛藤。
0:16:18	イメージ的にわあ、
0:16:20	ちょっと待ってくださいね。イメージ的には、
0:16:25	いわゆる品管規則でいうまず27条の設計開発の間、設計開発計画、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:32	とあとそれに基づく実施っていうのがまずあって、いわゆるこのデュープロセスの話がありますと、
0:16:38	っていうのがこの設計開発に係る計画とで、この及びっていう後段の検証っていうのがさっきも言ったその 31 条の検証の話をしていると。
0:16:48	途中に出てくるその 30 条で言う設計開発レビューって、どこでこの添付書類読んでるかっていうと、
0:16:59	すいません、読んでるかっていうと、
0:17:02	その前のページの、10 ページですかね、添 9-1 の 10 ページ。
0:17:12	間違えましたすいません。7 ページ、すいません。
0:17:15	添 9-1-7 ページ。
0:17:20	ここで、まず、その次の 8 ページ 9 ページの図表とかを用いてその各段階のやる内容の流れの全体の流れを話していて、
0:17:29	この 3.2. 2 の、
0:17:32	1234 段落目、
0:17:34	のところで、
0:17:38	各項目ごとのアウトプットに対する審査、いわゆるレビューっていうものを実施すると。
0:17:44	ここで要は設計開発レビューをまず全般的に実施しますよっていうことは言っている。
0:17:51	そういう構成。
0:17:53	金戸。
0:17:56	ちょっと長くなっちゃったのもう 1 回私の認識言うと、
0:18:00	この 7 ページのところでもまず全体的に設計開発レビューを各プロセスごとにやりますよっていうことを言っていて、
0:18:07	その各プロセスそもそもどうやるのっていうものの具体的な説明がこの 12 ページ目以降の、
0:18:14	例えば(1)(2)っていうところでまず書かれる。
0:18:18	(3)っていうところに行って、
0:18:21	デュープロセスやって、
0:18:24	前段で設計開発レベルって言ったのでその通りやって最後に検証は、(3)で書かれている。
0:18:30	多分そういう構成なのかなってちょっと思ってたんですけど。
0:18:34	そうではない。
0:18:36	てことですかね今の田口さんの説明は。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:10	関西電力田口です。申し訳ございません。どうぞ。今おっしゃっていただいているところが、ちょっと頭の整理が追いついていないところでございます、
0:19:25	藤。
0:19:26	3.2. 2D、全体の設計プロセスに対する審査を言っているという、そこ、その通りかと思っております。
0:19:41	すいませんソガワ 5 オオノを、
0:19:45	ご質問がちょっと理解しきれなかったので、もう一度お願いできませんでしょうか。規制庁に週次ニシウチです。
0:19:54	ちょっともう少し、もう少し細かい部分の具体的な部分に絞って言うと、この添付 9-1 の 18 ページと 19 ページ。
0:20:04	今まさに話をしているこのパートですけど、
0:20:07	このパートって、そもそもCポツのタイトル、18 ページのCポツのタイトルが、詳細設計の品質を確保する上での重要な活動の管理って書かれていて、
0:20:19	その一番最初の頭書きで調達による解析と手計算による自社解析と二つのパターンが書かれてるじゃないですか。
0:20:29	で、まず頭で管理って書いてあるように、いわゆる品管規則に対応する部分としては 27 条の設計開発の管理っていうところに対応するまず説明をしているのかなとちょっと理解をされていて、
0:20:43	いわゆるデュープロセスみたいな意味合いだと思うんですけど、
0:20:46	で、
0:20:48	思っていて、何でさらにそう思ったかっていうと、今調達による解析のところの話をしてますけど、手計算の方の自社解析っていう部分見ると、
0:20:58	これ具体的に 19 ページの一番最後の括弧Bってとこですけど、
0:21:03	ここはまさにデュープロセスの話しかしてないじゃないですか。
0:21:08	だから括弧Aと括弧Bって本来的に説明される内容と一緒に思うんですけど。要はなら、
0:21:15	並列で結んでるので同じ内容は来てると思うんですけど、括弧Bに、いわゆるデザインレビュー再設計開発レビュー的な意味合いが全く入っていないことを考えると、(エ)の
0:21:26	中で話をしている。このデザインレビューとか審査っていうのも、いわゆる発電所のQMSから見たときにはデュープロセスの中でしかなくて、
0:21:35	調達先の中での、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:38	いわゆる設計開発プロセスとかには設計開発レビューとかには該当するとか、そういう言い方なのかなって理解してたんですけど。
0:21:47	今の説明なんか理解で伝わりましたかね私野中板井、理解っていうか、私の現状の理解が、
0:21:54	もし伝わっていればそれに対していや、同じ理解なのか、いやここが違うとかっていう形でちょっと説明いただければと思うんですけど。
0:22:22	関西電力田口です。少々お待ちください。
0:23:24	お待たせしました等関西電力、田口でございます。
0:23:31	あとですね 18 ページで書いております詳細設計の品質を確保する上で重要な活動の管理、の中のこの調達による解析の管理、それから手計算による時自社解析。
0:23:48	これらはいずれも品管規則で照らすと、第 27 条の設計開発の管理の中の話でございます。
0:24:00	その上で、調達で解析をするという場合に、当受注者に解析業務計画書を作らせ、作ってもらって、
0:24:15	それを我々が確認するんですけども、
0:24:20	今日のヒアリング資料でこのデザインレビュー、審査と言っているのは、これは
0:24:28	受注者側が受注者が、解析作業の中でやるデザインレビューと審査ということになりますので、これはと、
0:24:40	何と申しますか
0:24:45	添付し、説明資料の中でいうと、18 ページの調達による解析の管理の中の話です。
0:24:57	で、それが品管規則に照らして言うとなんかというのと、元に戻って、27 条の設計開発の計画の内輪の話と、
0:25:09	いうことに整理できると思っております、認識は同じかなと思っております。
0:25:15	以上です。
0:25:20	まあ、規制庁西内ですありがとうございます大変端的にまとめていただいておりますありがとうございます同じ結論からいうと同じ理解だと思っていて、もう 1 個だけちょっと付け加えて確認したいんですけど。
0:25:32	設計の管理、管理してる設計の結果を、
0:25:38	30 条で言うところの設計開発レビューっていうのは、どうやってやるの。
0:25:45	ていう間だけ確認したいんですけど、それは、さっき確認した 7 ページですかね、添 9-1-7 ページで、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:56	第
0:25:57	3-2-1 表の、
0:26:00	アウトプットに対して、設計開発レビュー、審査価格以下レビューという っていう形で書いてますけどやりますよと書いていて、
0:26:08	9 ページに書かれている 3 の 2.1 表を読むと、3.3. 3-(2)っていう設計 2 の、まず各段階があって、
0:26:18	この内数として今の解析の話があるので、
0:26:21	事業合わせ、調達先でやられた解析結果っていうものが、ちゃんと設計 開発レビューっていうのはここでこの段階ごとにちゃんとしますよって いうことは、
0:26:32	野地事業者としてもちゃんと説明されているという理解をしていいです かね。
0:26:46	はい、そのご理解関西電力タグチですそのご理解で結構でございます。
0:26:53	規制庁西内です。了解しました。まず、全体的な位置付けは、これでお 互い共通認識が持てたのかなと思うんですけど、じゃあその上で、事業 者に対し、事業者じゃないすいません事業者が、
0:27:07	調達先に対して、今まで求めていた、明確にして解析をやらせていたこ とが、今回、中身が変わるのか。
0:27:17	ていうと、まずその今までやっていたことは変わってない。要はサブ的に ですよ、サブ的に、調達先にやらせていたことは変わってないと思っ ていいんですよ。
0:27:33	関西電力の田口です。はい。殊、受注者に対して発注している内容に 対しては、発注している内容は変更ございません。
0:27:48	はい。で、その上で、規制庁西内ですその上でちょっと私 1 個だけ理解 できなかったところがあってですね、ヒアリング資料に戻るんですけど、 ヒアリング資料①に戻りますけど、
0:28:00	この括弧の補足のところで、二つ目の矢印ですけど、審査方法は、
0:28:07	審査の実施者を①に記載したことから、②に含まれることが読めるため 削除したものって書いてあるじゃないですか。
0:28:16	これはちょっと私よくわからなくてですね。
0:28:19	まず①として、
0:28:22	解析及び審査及び検証の実施者って書いてますよね。
0:28:29	だからまず解析と審査はこれ別に考えてるんですよ。
0:28:34	で、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:35	そうした時に②の解析業務の作業手順に含まれるからってというのはよくわからなくて、ここが例えば解析及び審査及び検証。
0:28:44	の業務の射場、作業手順でかかればわかるんですけど、(1)では解析と審査を別に扱っている以上、②の解析業務っていうものに審査方法が含まれますってことはちょっと理解ができなくて、
0:28:59	そこがまずよくわからなかった部分なんですけど。
0:29:02	なんか、その二つ、1個前の実施体制とかに何かそういう方法は、何か概略的な方法が含まれますとか、
0:29:10	ていうことだったらなんかまだ理解ができるんですけど少なくとも今の説明だけだとちょっと理解ができなかったっていうのが私が聞いたかったことなんですけど、いかがでしょうか。
0:29:22	はい。関西電力の田口です。①の解析、ここは意図するところは、解析コードを実際に操作すると、というような割と狭い意味の意味合いで使っています。
0:29:41	で、地震、
0:29:44	一方②の方の解析業務といいますと、これは当単純にプログラムを操作するというに加えて、
0:29:57	の審査であったり検証であったりと言ったことも含めて、解析業務と言っているということになりまして、それがどこでわかるかと言いますと、
0:30:10	添付資料。
0:30:12	侵食説明書の方の、
0:30:19	添付3というのがございまして、
0:30:28	通しページ番号で言いますと
0:30:32	9-1-70。
0:30:36	になります。
0:30:41	添付3というのが68ページからありましてここに解析管理について述べている部分でございまして、この
0:30:51	中の別図1として解析業務の流れということで、当図にまとめてございまして、
0:31:01	この中で、中段あたりに解析業務の実施という枠があるかと思えます。この中身を見ていくと、
0:31:12	供給者の方は、入力根拠の明確化は明確化から始まりまして、
0:31:21	解析の実施、それから解析結果の審査、それから検証、さらには、委託報告書の作成確認、こういったプロセス全体を、
0:31:31	解析業務というくりにしていると。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:36	ということで、と、
0:31:41	そのようにご理解いただけると、
0:31:45	いうよろしいかと思っております。
0:31:47	以上です。
0:31:51	規制庁西内です理解できました。あれですね、解析と解析。
0:31:58	審査、検証、
0:32:02	等っていうのがイコール解析業務。
0:32:05	ていうそういう位置付けってことですね。
0:32:07	要は解析と解析業務は違うってことですね。
0:32:15	関西電力の田口です。その通りでございます。規制庁西内です。確かに他の部分見れば、そういう関係にあるっていうことは理解できるので、
0:32:26	ちょっとここだけ読んだときに何かちょっとわかりづらいなと思ってしまったんですけど、ちゃんとそこら辺は管理できてますっていう説明ですね理解できました。
0:32:35	ちょっと合わせて、ここ、実はお聞きしたかったんですけど、この表って、補正前後で何が変わったか私理解ができてなくて、
0:32:44	まさに今 70 ページで示してもらっているこの別図 1 解析業務の流れっていう補正前後で変更前後を示してもらってるんですけど、
0:32:52	ちょっと
0:32:54	その具体、表全体が何か適正化って書かれちゃってて、1 個ずつ見たときに何かどこが変わってるかよくわからなかったっていうちょっとそこだけ教えてもらってもいいですか。
0:33:07	関西電力田口です。非常に醜い補正前後比較表で、大変申し訳ございませんでした。
0:33:18	今変わったところはですねと、
0:33:22	さっき先ほど申し上げた解析業務の実施の枠の中の、
0:33:31	供給者側のフローの中で、
0:33:35	入力根拠の明確化から数えて 1、2、3 個降りていただいたところに、
0:33:44	解析結果の審査検証というふうに等、
0:33:51	新しい方ではなっていると思います。
0:33:54	これに対応する古いほう見ていただくと、解析結果の検証ということで、審査をかけていなかったと。
0:34:03	ということでここに審査を入れさせてもらったと。
0:34:07	この表につきましては、その修正だけということになります。
0:34:13	あ、規制庁、江藤当社側は、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:19	あ、すみませんどうぞ。
0:34:22	少々お待ちください。
0:34:30	すいません失礼しました続けさせていただきます。今のところ対応する ところとして当社側の括弧ですね、解析結果の審査検証状況と、新しい 方からでございますけども、古い方は審査が、
0:34:48	なかったということで審査を入れたということになります。
0:34:51	以上でございます。
0:34:54	規制庁西内です理解できました。ありがとうございますあれですねだから、 前は何かその審査っていうものが、うん解析の内数かなんか外かっ てというのが明確になってなくて、
0:35:06	若干ちょっと不明確だった部分もあって今回、ヒアリング資料の通りまず 明確化していてそれに伴ってこのフローを明確化しているっていうそ ういう説明と理解をしました。
0:35:17	で、あと合わせてもう1個確認したかったのがですね、今まさにこの表 とかでも割と明確かなって思うんですけど、もともとデザインレビューっ てそもそもこういうフローには出てこなかったんですね。
0:35:28	だから、
0:35:29	あくまでこの変更前の解析業務の流れっていうところのデザインレビュ ーは、さっきヒアリング資料でも説明いただいたようにこの検証プログラ ムの実施検証状況、
0:35:40	っていうものがデザインレビューであって重複していたので、記載は適正 化しましたっていうのはこういう状況、こういう図からもり、読め読み解け るもの。
0:35:50	というふうに理解をしましたけど、ここまで含めて何か私の理解で間違っ ているところがあれば、説明して欲しいんですけどいかがでしょう。
0:36:00	関西電力の田口です。今ご説明いただいた考え方で結構でございます。 その通りでございます。以上です。
0:36:09	規制庁西内ですありがとうございます私は認識クリアになりました。あ と、すみません私最後、品証関係1点だけなんですけど、
0:36:18	今これ直してもらってるのって、添付書類のその次関井。
0:36:24	実績等はこれから行う。
0:36:26	具体的な体制を説明いただいているものだと思うんですけど、実際にこれ
0:36:32	一部その解析業務出してもらっているのかなあとと思いますけど耐震計 算とか共同ケア耐震は変更なしになってますけど、共同計算とかもあり ますし、出してるのかなあとと思いますけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:44	これ実際にこの見直し後の体制で、要は、解析業務使用計画書でしたっけ。
0:36:52	添付で言う、取ってしまった、
0:36:58	ちょっと待ってくださいねすみません。
0:37:04	解析業務、
0:37:07	実施計画書、
0:37:09	等って書いてますけど、実際実施計画書は、この適正化されたようなもので、
0:37:15	実施されている、だから適正化するんだってそういう説明と理解すればいいですか。
0:37:25	その部分は少々若干値が言いまして、と、
0:37:32	まず今回この記載の適正化ということで、例えば解析の目的でありますとか、解析及び審査検証の実施者といったことが追加。
0:37:45	しているように見えていると思います。
0:37:48	で、藤。
0:37:53	実は当解析ガイドラインそのものをで言いますと、当解析ガイドラインには、もともとですねどの段階で、何を目的にどんな内容で誰が実施するのか明確にしましょうというようなことが、
0:38:09	文章で書かれていたと。
0:38:12	いうのがあって、す。
0:38:15	実はヒンショウ説明書には文章の部分はもう割愛していたんですが、この度、ガイドラインの方で、箇条書きになったということで、それを踏まえて、ヒンショウ説明書の方にも、
0:38:31	箇条書きで明確に書いたと、というようなところがガイドラインの改正と、
0:38:39	印象説明書の関係ということになります。で、我々の当今回燃料体の設工認申請に当たりまして、
0:38:49	大分古い解析もあれば割と、
0:38:55	資金資金といえますか
0:38:58	比較、比較的近い年代で等、追加解析をしたというものもありますけれども、いずれも9番の解析ガイドラインに基づいた確認をさせていただいて、
0:39:13	それはそういうことに、それが事実でございます。ただ先ほど申し上げた通り、ガイドライン自体が記載の適正化ということでございますんで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:26	今現状の解析ガイドラインに対して1個1個チェックしたというわけではございませんけど、遜色のないものになっていると、いうふうに考えてございます。
0:39:39	以上です。
0:39:41	うん。うん。規制庁西内です。
0:39:45	要はだからガイドライン自体も適正カーなので、実際に品質管理として実施した行為、
0:39:54	この業務使用計画書とかも含めてですけど、実施した行為の内容は、変更内容と、
0:40:01	てっていうことを説明したかったということですかね今の話は。
0:40:07	関西電力の田口です。くどい説明になって申し訳ございませんでしたその通りでございます。
0:40:13	理解できました。
0:40:17	だからあくまでだから、やっぱ適正化っていうワードなんですね、この説明は。
0:40:23	変更前変更前後でやってることをやったことが変わるわけではなくて、あくまで適正化するだけ。
0:40:30	てことですか。
0:40:34	関西電力の田口です。その通りでございます。
0:40:40	規制庁西内です。少しお待ちいただいていいですか。
0:42:54	規制庁西内です。ちょっともう少し具体例を言いながら確認したいんですけど。
0:43:03	うん。
0:43:06	すいません。
0:43:09	さっき説明で一度出てきた。
0:43:11	添付資料の右下70ページ。
0:43:14	添9-1の70ページの図を見ながらちょっと確認したいんですけど。
0:43:20	開けてます。
0:43:30	大丈夫です。ありがとうございます。
0:43:35	今今回補正前後で、
0:43:37	今の審査とかが明確化になったとか、デザインレビューが言葉としてなくなったってことですけど、
0:43:45	このフロー図でちょっとフロー上でいうとちょっとデザインレベルそもそもないんですけど、要は、
0:43:50	審査を例にして言うと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:56	少なくとも補正前において申請時点においては、この審査っていうものが明確化されてない状態で、供給者の方は、
0:44:07	その解析業務解析っていうものの中にその審査が入ってたっていう説明だと思いますけど、そういう状況でまず、アウトプットを、関西電力の当社の当社の方なんです、の方に出してきていたと。
0:44:21	関西電力としても、旧先ほどの田口さんの説明を借りるのであれば、旧ガイドラインにのっかって、このフローの通り確認をしていたと。
0:44:30	で、
0:44:31	今回補正を出してくるにあたっては、そこを一部適正化してるわけですよ。で、供給者側の出してきたアウトプットっていうのがそれに伴って変わるわけではない。
0:44:43	けども、当社いわゆる事業者の方のフローとしては、その旧ガイドラインから、新しいガイドライン適正化するにあたって、
0:44:54	新しいガイドラインっていうところの明確化された審査っていうワードに相当するものが、ちゃんと今の記録にも含まれていて、
0:45:03	追加で確認するというか追加で求めるようなことがない。要は、
0:45:07	必要な設計レビューとか行われている、また新しいもので、
0:45:13	或いはその差分がないことを確認したことをもって行われているとかそういう説明と理解をすればいいんですかね。
0:45:24	関西電力の田口です。はい。当ガイドラインの新旧の新旧で差分というのはないということをもって、
0:45:37	確認を行いました
0:45:42	解析業務を
0:45:44	の審査検証、それから当社の確認ということすべてが、十分満足できているものというふうに評価していると、いうことでございます。
0:46:02	うん。規制庁西内ですよく理解できましたありがとうございます。江藤。私は品管関係聞きたいこと、一通り聞けたので、
0:46:13	そうですね私はこれで全部から品管関係は、
0:46:19	はい。
0:46:20	はい。
0:46:21	はい。私はこれで以上です。以下イワノに戻します。
0:46:30	はい。規制庁の今野です。続きましてちょっと品管関係でもう1点確認をしたいんですけれども、
0:46:36	補正申請書の補正書の方のですね、
0:46:41	ちょっと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:42	ですね。
0:46:44	通しページがないのであれなんですけど前変更前変更後の表になっているところの、
0:46:53	M2 の添 9-1 の 19 ページの変更前変更後の表になっているページをお願いします。
0:47:02	すいませんm3 ですねNm3 すみません江村さん、M3 の添 9-1-10 期ですね。
0:47:13	すいませんです。はい、どうぞ。
0:47:16	はい。ここのところで、すいません、まずはすいませんちょっと 1 個前のページのところで、先ほどから確認しています差分が、
0:47:26	変更があるところなんですけど、18 ページのところで、解析及び審査、検証の実施者というふうに今回修正されていて、
0:47:36	19 ページのところで、
0:47:39	ですね。
0:47:41	(口)両(口)って書いてあるところで、解析業務に係る必要な力量を定めるとともに、従事する要員って書いてあって括弧書きで、
0:47:52	元解析者、検証者、
0:47:56	は、必要な力を有する有したものとするっていうふうに書いてあるんですね。
0:48:01	で、ここのところさっき、先ほどのところだと解析。
0:48:06	する人と、審査する人と検証する人について、新しく明確に規定されていて、この力量を定め、力量管理をする人は、
0:48:19	一方で元解析者と、あと検証者しか書かれていなくて、審査者については何も書かれていないというこの差が出ているところの理由っていうのを、
0:48:30	説明していただけますと幸いです。
0:48:41	関西電力田口です。少々お待ちください。
0:48:48	規制庁の岩根です。承知しました。
0:49:27	それでムタグチです。お待たせいたしました当庫のフローの(5)のところですけども、解析業務に係る必要な力量ということで解析業務ですのでこれ審査ですとか検証といったようなことを、
0:49:45	含めてのことになりますので、それを行う人たちの力量を定めましょうというようなことを言っていると。
0:49:53	で、従事する要員の後に、元解析者検証者、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:00	だけじゃないかというのは、当間徳田氏でこのように書いてございますので、これだけを出してしまっているというところは、
0:50:13	あるかなと思ってまして。ただ冒頭申しましたように審査する人の力量を定めなくていいと言ってるわけではなくて、
0:50:26	解析業務に関わる審査検証全般を通した関わる人全員の力量を、
0:50:36	定めるということを行った上で、
0:50:40	括弧書きで友田氏をしているということになります。
0:50:45	以上です。
0:50:51	規制庁の今野です。少々お待ちください。
0:51:38	はい。規制庁の今野です。お待たせしました。
0:51:41	今ご説明していただいた内容だと、その従事する要員ってところの中には審査者も含まれると、そういうふうな説明と理解をしました。
0:51:53	これについては理解をしましたのでこれについてはこれで確認は終わりたいと思います。
0:51:59	ここまでのところで関西電力から、このQMSの関係で何か確認しておきたいこと等あればお願いします。
0:52:13	関西電力田口です。特にございません。
0:52:18	はい。規制庁の今田です。承知しました。それではちょっと次の関係に移らせていただきますと次の関係はですねちょっと
0:52:27	許可整合のところの話説明なんですけど、今回の補正書の方で、
0:52:36	許可整合について説明されているところがあってですね少々お待ちください。
0:53:00	はい。すいません規制庁の岩根さんも出しました。
0:53:04	前後表になっているところのM3-添2-1-1っていうところですね、のページです。準備ができましたらお声掛けいただけますと幸いです。
0:53:17	関西電力の松井です準備できておりますよろしく願います。はい、規制庁のようです。
0:53:23	ここのところで今回、令和3年の5月19日付の設置変更許可申請書、
0:53:32	等に修正されていて、
0:53:37	そうですね。令和3年の5月19日までに認可された設置許可申請書というふうに記載されていますこの記載について特段、
0:53:47	問題はないんですけれども、
0:53:51	当方で許可申請許可との整合を確認する上で、許可って変更、変更に変更を重ねていて、その
0:54:02	変更されたところだけが申請されるのでちょっと新

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:05	等へ、
0:54:07	変更、節減効果申請書等の整合性を見る上ではどの、
0:54:11	設置変更許可の申請書に修正されたところ、
0:54:17	修正された申請書、そうですねどうも設置変更許可申請書で、に記載されているところと整合するのかっていうところを、ちょっと個別に確認しなきゃいけないところがありまして、
0:54:29	そういう観点で関西電力として、許可整合においてはどの設置変更許可申請書と整合しているってことを、説明しようとしているのかっていうところをちょっと
0:54:40	各プラントごとに、一覧でもらいたいと思っていますでこれについては添付資料とかには特に記載を修正したりとかしていただかなくてはよくって、
0:54:51	補足説明資料で、各プラントについてどの節現行許可申請書に対応したものを、等と整合していると考えているのかというところをちょっと一覧で、リストでいただきたいと。
0:55:04	と思っています。すみませんこの点についてちょっと説明が長くなったんですけども、ご理解いただけますでしょうか。
0:55:11	関西電力の松井でございます。イメージは、ちょっと我々当方のイメージだけニシカワさしてもらえたらなと思っています、一応今おっしゃった許可制ですかね、特に許可制度でてくる炉心のところっていうのは、
0:55:28	従前ご説明さしていただいている5万5000であれば5万5000円申請の時の許可ですし、4万8000円、48燃料であれば4万8000円の申請時の許可を握っている。
0:55:39	そういうところでそれをご提示する形かなと思っています。あとですね、各添付書類で引用している工認、
0:55:50	2ひもづく許可という形で、各資料ごとですかね、に引用許可っていうのを整理さしていただいたものをですね、ご提示させていただくイメージかなと、こちら思っておりますけども。
0:56:02	そのようなものをお示しするということよろしいでしょうか。
0:56:08	規制庁の伊ワノヤス一つお待ちください。
1:01:31	すみません、お待たせしました規制庁の今野です。今いただいた
1:01:36	添付資料ごとに対応する許可をっていうところの、表イメージについては概ね一緒です。ただちょっと注意をしていただきたいのは、
1:01:48	あくまで添付資料っていうのは

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:50	基本設計方針の本文のところに紐づいて、本文のところにもうそもそも記載があってその具体的な説明として、
1:01:59	添付資料が出てきていてっていう流れになっているのでその本文と本あくまで本文が、同本部に関係している、許可として出すところを意識して、資料を作成していただきたいと。
1:02:13	ちょっと具体的に言うと
1:02:15	基本設計方針のところの、
1:02:19	例えば、すみませんちょっとぱっと出てこないんですけど、
1:02:23	東証基本設計方針の章番号って言うんですかね。
1:02:33	一つお待ちください。耐震、そうですねすみません。
1:02:38	耐震だったら、ですね、
1:02:44	現 0 施設のところというところは、
1:02:48	ちょっと、
1:03:34	あ、すみません規制庁の今野です。お待たせしました。
1:03:36	基本設計方針のその共通項目でいうと、例えば耐震の関係ですと、
1:03:42	2.1. 1 っていうところが耐震設計ってなっていて、なっていると思うんですけど、この耐専し耐震設計のところに関して、
1:03:51	等に対応する許可を示す場合は、この 2.2. 1 の耐震設計というところがまず、表で言うところの一番左端に来た上で、
1:04:01	添付資料のところにこういうふう書いてあって、それに対応する許可は、何月何日の、
1:04:08	文書番号何番の許可ですよと、ていうのを、一覧にして、すべてのプラントで出していきたいと、そういうイメージを持っています。
1:04:19	関西電力の方、ちょっとご理解いただけますでしょうか。
1:04:36	関西電力の松井ですけども、イメージは理解してまして、ただ何ていうかね、作り、申請書自体の作りとしては、おっしゃるように基本設計方針があってですね、その補足というか説明として添付各店舗をつけていると。
1:04:53	従いまして、
1:04:56	業績方針の記載事項、いわゆる先ほどの耐震であれば、その具体的な説明を耐震説明でやっている、耐震説明では当然、
1:05:06	Aを確認した公認が載っていて、ではこの適合確認した公認っていうのは、今おっしゃった 2.1. 1 に書かれている文言に対する適合確認をしていて、じゃあそれ具体的に燃料でいうと何ですかっていうと、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:20	新規制基準の耐震評価及びバックフィットでかかった取り込み機能評価。
1:05:25	に当たります。
1:05:27	したがいまして、その後任をろう前進となるその紐づく設置許可を、
1:05:32	今回、5 ページすればですね基本設計方針をもらって来ない形で拾う。
1:05:39	たものとしてお出しできるかなと思っている次第でございます。
1:05:45	そのイメージを持ってますけどもそれでよろしかったでしょうか。
1:05:50	はい。規制庁の今野です。紐づきについてはそれで承知しましたので、そのように作成していただけますと幸いです。
1:06:00	これについては、こちらからは特区以上なんですけども、関西電力の方から何かあればお願いします。
1:06:08	特にございません。それは準備してご提示させていただきます。
1:06:13	はい。規制庁の今野です。ありがとうございます。
1:06:15	それから、次の項目に移りたいんですけど次の項目はですね、補正申請書のところで、少々お待ちください。
1:06:29	すみません、補正申請書のM3 の、ローマ数字の
1:06:34	1 の - 8 の - - 62 ページの、
1:06:40	60、
1:06:42	1 ページと 62 ページのDNPの
1:06:47	藤層暑うが変更されているところのページをお願いします。
1:06:59	すいません規制庁の安楽でございます開いております。よろしくお願います。はい。規制庁の米津ありがとうございます。今回の補正申請提出された補正申請において、ここに書かれている通り、
1:07:12	DNPの層厚が 10 センチから 22 センチに変更されています。
1:07:17	で、
1:07:19	申請書の
1:07:21	すいません、表です。すいません。一方で、
1:07:25	今回の申請書ではですね、
1:07:29	自然現象に対する説明書っていうのは変更がされていませんと。
1:07:34	一番さ申請書の 4 ページ目ぐらいのところの補正項目というところを見てもわかる通り自然現象のところの資料は、全く説明されていません。
1:07:44	修正変更されていませんと。すいませんそうすると補正の方、当初申請の方の自然現象のページを見ていただきたいんですけど、
1:07:55	今回、自然現象のところは、変更がされてないので、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:59	補正された、本文の 22 センチっていう層厚に対する説明が、当初申請の方の自然現象の説明書で、
1:08:09	22 センチの説明ができていますと、そういうふうに関今回審査、
1:08:15	自然現象のところは変更されていないのでそういうふうに関我々呼んでいるんですけど、そうすると、当初申請の方の、
1:08:23	自然現象のM3 の添 3-1 の/Eというページを、
1:08:31	お願いします。
1:08:35	もうこのページではですね、
1:08:39	よくご存知かもしれないですけど、このところの説明で引用されている設工認っていうのは、当DNカードの方、新規性基準の工認の時の工事計画が示されていますと。
1:08:54	で、この工事計画から変更がありませんということが書かれています。
1:08:59	で、
1:09:00	一方でそうすると、この新規性基準のこの後任の、
1:09:07	資料で示されている新規基準の工認の添付資料 2 で書いてある、耐震設計上重要な指針、設備を、
1:09:18	設置する施設に関する説明書っていうところのこの審査説明書に飛ぶとですね。
1:09:26	すいませんこの説明書、お手元にご準備いただけますでしょうか。
1:09:32	関西電力のマツイイデサノ準備しております。よろしく申し上げます。はい。規制庁の山名です。
1:09:38	江藤承知しました。
1:09:43	はい。この説明書の
1:09:46	ところのですね。
1:09:48	ページで言うところの、
1:09:53	添 2-81-1 の 7 ページのところをとかですけれども、当然新基準のときはDNPとか何もさなされていないので、火山のところについては層厚 10 センチっていうところが、
1:10:06	この点 2-1-1 の-7 っていうところに書かれています。そうするとやはりこの、
1:10:14	当初申請の自然現象の、
1:10:17	ページで、新説明書の中で説明されて、紐づいているこの新規性基準の本人の説明書っていうのは、あくまで 10 センチの層厚に対する説明がなされていて、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:30	今回補正された 22 センチっていうところに対する説明にはなっていないんですね。
1:10:37	そうするとやはりその、
1:10:39	補正、補正当初申請と補正申請踏まえて両方見ると、本文の方には 22 センチと書いてあると、一方添付資料の方に行ってみると、10 センチに対する説明しか引用されていなくて、
1:10:53	本文事項に対する説明がなされていない、そういう不不一致になっているというそういう状況になっているというふうに我々は読んでいます。ここについて
1:11:04	この説明だと我々ちょっと不十分だと思っているんですけど、関西電力としてはどのように考えているかというところの説明をお願いします。ちょっと長くなってしまったんですけど、よろしくをお願いします。
1:11:18	はい。関西電力の松井でございます。ご指摘の、その記載基本設計方針の記載の層厚と、添付書類の引用している層厚は間違いがあつてというところ。
1:11:31	についてご説明させていただきます。こちらについては、燃料体に対する
1:11:37	いわゆるハタ影響、
1:11:39	の適合確認。
1:11:41	のがですね、新規性基準に確認しておって、今回層厚が変わりました。
1:11:51	となつてもですね、そちらについては、適合確認していることに影響しない。
1:11:58	ということから、新規基準の公認を引用しているものでございます。
1:12:04	具体的に申しますと、その新規基準工認の先ほどお見せいただいているというか先ほど確認した説明書ですかね火山への影響説明書につきまして、
1:12:17	そのクラス 12 が防護対象施設と整理されています。
1:12:22	燃料体についてはクラス 1 でございまして、応募対象施設ではあるものの、適合性についていや屋内原子炉容器他を内包する建屋、
1:12:34	そして、確認しているものでございます。
1:12:37	従って、その層厚変更になった際においても、適合性確認というのはあくまで、内包する建屋で行われているものでございまして、燃料体として、外側で担保しますということ。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:52	については、もう新規制時から変わっておりません。なので、燃料体に対する適合確認としては、いわゆる自然現象で説明している、引用している工認としては新規性基準。
1:13:03	の工認では問題ないと考えているものでございます。以上です。
1:13:20	あ、規制庁西内です。説明したい趣旨はよく理解できていて、ちょっと、それをよければ今新基準の工認の添付資料にあると思うんですけど、
1:13:33	その、じゃあ今の説明が具体的にここにこう書いていてとか、そのちょっと添付資料の具体的な記載を交えながら説明できます。
1:13:46	関西電力の松井ですけども、今お手元にございましたら、200 アベね、
1:13:53	と。
1:14:11	すいません。県とですね。
1:14:14	2-4-1 の 1 ページをご覧ください。
1:14:24	まず、防護すべき施設としまして、2.1. 1 に記載してございます。先ほど申しましたように、この降下火碎物に防護すべき施設という章立ての
1:14:38	下から 2 行目ですかね、防護対象施設はクラス 1 及びクラス 2、
1:14:44	に属する施設とするというのがまずここに記載がございまして。
1:14:48	ここからも燃料については、プラス 1 でございまして、防護すべき施設ですと、まずここで定義整理されております。
1:14:58	で、その上ですね、次の時価、
1:15:04	200 失礼しました。添 2-4 の、
1:15:10	2.2-4-2-1 ページをご覧ください。
1:15:22	こちら選定の基本方針を踏まえてですね、防護をすべき施設を内包する建屋ということで、こちら章立てがされているものでございまして 3 ポツになります。
1:15:34	こちらの(1)の記載としましては、屋内に設置している降下火碎物に防護をすべき施設、
1:15:42	今先ほど申しました、燃料体ってのはこれに当たりますけども、こちらについては建屋にて防護されており直接降下火碎物の影響を受けないため、降下火碎物に防護すべき施設のかわりに、
1:15:55	以下防護すべき所と内包する建屋を移動する施設と、影響を考慮する施設として選定していると。
1:16:02	具体的に燃料はどれに当たりますかという、その下の記載ポツ原子炉建屋、括弧原子炉容器ほど内包する建屋ということでこちらの建屋で
	もって、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:14	評価、影響評価をしているという位置付けになっております。
1:16:20	で、こういった整理にはそこでこれ立て建屋によるものと建屋に担保しますよということを新規制で、
1:16:28	確認していて、いわゆるそれがいわゆる新規制での適合確認でその状況が、層厚が変わったことで、何か影響を受けますかという全く影響受けませんので新規性基準を引用していく、そういう整理でございます以上です。
1:17:09	規制庁の今野です。一つお待ちください。
1:23:22	すいません規制庁の岩野です。お待たせしました。
1:23:26	衛藤。
1:23:27	やはりちょっと今説明いただいた内容だ等、ちょっと不十分だと思っております、例えばその資料で言うところの、
1:23:37	すいません。
1:23:42	. の 2 の - 4 - - 2 - 1 とかですね。
1:23:48	の、
1:23:51	すいません 2 ポツのところRAWなんですけども、
1:23:58	2 ポツのところの三つ目のパラグラフのところろうの話なんですけど、衛藤屋内に設置している防護対象施設はって書いてあって、これがまさにその
1:24:09	燃料体を燃料、燃料体であればこの項目の中に入るとしてるんですけども、
1:24:14	建屋にて防護されており、直接、降下火砕物により影響を受けないため、対午後対象施設のかわりに、防護対象施設を内包する。
1:24:27	建屋を、火災、降下火砕物の影響を、
1:24:33	考慮する施設として選定するっていうふうに書いてあってですね。
1:24:39	防護対象施設の代わりに、防護される建屋を選定して、その選定した建屋に対して
1:24:51	確認するってことがここで書かれていますと、そうすると、やはりその設計した層厚なり、菅
1:24:59	火山灰の条件に対して、防護される建屋があつて、防護できる建屋があつてその防護できる建屋を、
1:25:10	燃料体の代わりに選定しますと。
1:25:13	そういうふうな説明になっているので、今回 22 センチっていう層厚に対して、何かその建屋に対して説明がこの
1:25:21	A棟数、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:23	新規制工認の申請書の中で書かれているわけではないので、
1:25:29	あくまでその関係性だけの説明ではこのこの記載だけから見ても不十分だと、そういうふうに考えています。
1:25:38	関西電力の方は、この点ご理解いただけますでしょうか。
1:25:48	関西電力のマツイで調書をお時間いただければと思います。はい。規制庁の岩野です。承知しました。
1:28:13	関西電力の松井ですけども、すいません。ちょっと繰り返しになって恐縮なんですけども、当社考えているところとしましては、
1:28:23	まず、
1:28:25	おっしゃった趣旨は層厚が変わったんだから、建屋、要はそれに守られてる建屋側、
1:28:32	として、要は代わりに守ってるからそれでちゃんと基準を確認しているんじゃないのかということについてですね。
1:28:39	あくまで
1:28:41	建屋側で、も守りますという、補方針というか、設計後我々の燃料体として見たときの方針というのは、
1:28:51	新規性と、
1:28:54	基金のDNPで変わっていますかという、それは変わっていない。
1:28:59	と考えています。だから、建屋が持っている。
1:29:03	いや守る課題、今日から守りますというのは変わっていないということでさらに、じゃあ、
1:29:10	建屋側の、じゃあその摩耗、
1:29:13	建屋側の評価としてはですね、おっしゃるようにDNPの層厚が変わったことによって、
1:29:20	アベオガワのその何ですかね、リールBCという別の申請のところですね、見ているものであって、
1:29:27	燃料体としての適合確認すなわち建屋側で守りますよというのは、新規制から、
1:29:33	変わっていない。
1:29:35	したがいましてはとしては、新規制を引用することで問題ないものと考えております。
1:29:42	以上です。
1:30:02	はい、規制庁の今野です。お待たせしました、
1:30:05	今の説明だと、と我々が先ほどちょっと指摘させていただいたところに対するちょっとダイレクトな説明には、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:16	なっていないと、人いなくてですね、今の状態だとちょっと手続き上、我々は今の申請書だと、確認が取れないと。
1:30:27	そういうことになります。
1:30:30	なので、ちょっと必要な手続きを関西電力の方でとっていただきたいと、そういうふうに考えています。
1:30:46	関西電力の松井ですけどもちょっと検討させてください。少々お待ちください。
1:30:51	はい。規制庁の岩根です。承知しました。
1:33:19	関西電力の松井でございます。ちょっと一点ご提案がございまして、今、先ほどから私が申しているですね
1:33:28	あくまで新規制基準の時に燃料体として適合確認はしていて、当然層厚、各社への影響については建屋側、
1:33:36	です、最新のDNPでもって確認していると。
1:33:40	いう趣旨をお伝えしているところ。
1:33:43	でございます、この内容をですねおっしゃるように基本設計方針と、添付しているところの不一致というところをご指摘いただいているところもありますのでその繋ぎのですね、方法、
1:33:56	申している説明書きを、補足説明資料に、
1:33:59	記載させていただくということで、さしてもらえたらなと思っているところなんですけども、こっちの対応では、
1:34:07	いかがでしょうか。
1:34:10	はい。以上でございます。
1:34:16	管理部まですいません補足説明としてはですね
1:34:20	補足資料の条文整理表、補足1の方に今の趣旨の説明書きをさせてもらえたらと思っている次第です。以上です。
1:35:17	すいません規制庁の今野です。失礼しました。ちょっと今のご提案いただいた内容ですけども、それ、
1:35:28	それではやはり手続き上難しいと考えてまして。
1:35:32	あくまで工認の手続きガイドとかに書いたすいません下、
1:35:39	6期炉規則の別表とかではあくまで設備に対して、申請をされていてそれを、それらを認可なりをしていると。建屋については何かしらその認可をしているようなものではないので、
1:35:53	その制度上ですね、建屋が大丈夫だからってところの説明だと通らないとそういうふうに考えています。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:06	関西電力の松井です。少々お待ちいただけますでしょうか。はい。規制庁の今野です。承知しました。
1:38:12	関西電力の松井でございます。
1:38:15	先ほどご指摘いただいた点でございますけども、ちょっと必要な手続きというところで、
1:38:25	具体的な自然現象の説明書、
1:38:29	になりますけれども、そちらにですね、手続き上というところで最新のD NP、
1:38:37	の認可番号を追記するという形で対応させてもらうということを考えてございますけども、
1:38:47	まずイメージとして、そのイメージで合っておりますでしょうか。
1:38:53	はい。規制庁の今田です。イメージは相違ありません。
1:39:00	ありがとうございます。
1:39:03	それとですね我々としましてはですね先ほど、今申しました自然現象のところ次というところのみの反映でちょっと手続きの方進めたいと思っております。
1:39:16	けれども、その認識でよろしいでしょうか。すみませんのため確認ありますけども、
1:39:23	よろしく。
1:39:25	はいすいません規制庁の岩間です。補正をすることになるのであれば先ほど
1:39:32	QMSのところで確認をした力量管理のところの、
1:39:38	要員の括弧書きのところで、審査者が入っていないところも、併せて適正化してはどうかと思うんですけど、いかがでしょうか。
1:39:52	関西電力の田口です。はい、承知しました合わせて補正させていただきます。
1:40:05	はい。規制庁の米津所長。承知しました。少々お待ちください。
1:45:57	すいません規制庁の山野井さんお待たせしました。
1:46:00	今の2ヶ所を、そうですね。適正化、適正化っていうかね修正していただけますと幸いです。
1:46:10	当関西電力から、すいませんちょっと長くなったんですけど、この点について何か他にあればお願いします。
1:46:18	関西電力の松井ですけども特にこの点についてございません。
1:46:25	はい。規制庁の岩野です。ありがとうございます。それでは、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:29	スケジュールについてすいません。資料についてちょっと簡単に関西電力から、いつ。
1:46:36	いつまでの認可かっていうところあまり内容はないと思いますけど、
1:46:41	よろしいですか少々お待ちください。すいません規制庁の関ですスケジュールの説明一応、資料4で一応理解はしましたんで、
1:46:52	理解を書いていることは理解をしました。それで、今日なんですけど、一応私達もうもうこれ終盤だという認識はあるので、認可可否を、
1:47:05	するにあたって最後確認しなければならないことという位置付けで今日聞かせ質問とやりとりをさせていただきました。
1:47:16	それで、事業者側からも、関西電力側からも、具体なところの補正事項、
1:47:27	等々についても確認できたというところがありますので、それを前提にです、やることはやっていたことは確定したと思ってますんでその上で、
1:47:39	できるだけ効率的に認可可否の方に移りたいというふうに考えております。
1:47:46	というところをまずちょっとお伝えした上で、ちょっと補正含めてですねどのタイミングで出てくるのかっていうところをお話しいただければと思います。
1:47:56	よろしくお願いします私から、とりあえず以上です。
1:48:03	関西電力市原でございます能勢さんありがとうございます。
1:48:06	ご配慮いただきましてありがとうございます。当社の方でもですね今ちょっと今日本日いただきました。
1:48:14	対応含めまして補正の方をさせていただくことになります。ちょっとゴールデンウィーク等も挟むというところもありまして、それだけ我々の方でもですね、後の工程もございますから、
1:48:29	速やかに申請の方させていただきたいと思っておりますけども、
1:48:33	今この資料上はですね、5月13までにというところをお願いさせていただいているところですが、今日の補正のことを考えますと、
1:48:44	5月のこの受A等級の週ですか。
1:48:49	9の収納ちょっと日程方これから我々もできるだけ早くと考えておりますけども、後半、
1:48:55	あたりにですね、ちょっと申請をさせていただきまして、その1週間後、
1:49:01	もう20日までにですね、ここでかえさせていただいてるような少なくとも、34号機の認可、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:09	を希望させていただいて残りのプラントについては従前いただいているように、順次速やかにと。
1:49:17	本庁内での手続きもあると思いますので速やかにお願いしたいと言う事とさせていただきたいと思います。
1:49:26	以上です。
1:49:28	はい。規制庁の杉ですわかりました。
1:49:31	先ほど私申し上げた通り、の状況ですので、補正、
1:49:37	出されればその段階で最後確認をして、認可可否の結果をまとめて、
1:49:45	可否にをしたいと思います。
1:49:48	そこ、そこにかかる期間今まで通りですので、そちらの方の図をつくタイミングでお願いしたいと思います。
1:49:57	私から以上になります。よろしく申し上げます。
1:50:03	電力池原でございます。承知いたしました。
1:50:08	はい。規制庁の岩野です。それではこちらから確認する事項は以上になりますのでこれでヒアリングを終わりたいと思います。関西電力から全体として何かあればお願いしますなければ、これでヒアリングを終わりたいと思います。
1:50:22	関西電力の松江サノ特にございません。
1:50:25	はい。規制庁の今野です。ありがとうございました。それではヒアリングを終わりたいと思います。
1:50:31	ありがとうございました。
1:50:32	ありがとうございました。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。